

建築工事における情報共有システム活用試行要領

令和5年3月27日

長野県建設部建築住宅課

(趣旨)

第1 この要領は、長野県が発注する県営住宅工事及び営繕工事(以下「工事」という。)において、受発注者の業務効率化及び工事目的物の品質確保を図るため、情報共有システムの積極的な活用を推進するに当たり、建築工事における情報共有システム活用試行要領(以下「試行要領」という。)を制定し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 試行要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、本県ではASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式（※1）によるものとする。

※1「ASP方式」とは、情報共有システム提供者（ASPベンダー）が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

(2) 工事帳票

公共建築(改修)工事標準仕様書及び公共住宅建設工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部定め)で定義する書面のうち、「承諾」、「協議」、「提出」、「指示」、「報告」、「通知」の行為に必要な書面及びその添付書類をいう。

(対象工事)

第3 対象工事は、長野県建設部の発注する県営住宅工事及び営繕工事のうち発注者が指定する工事とし、「入札公告」及び「現場説明事項・施工条件明示事項」において、「建築工事における情報共有システム活用試行対象工事」である旨を記載するものとする。

受注者は、情報共有システムを活用しない場合は、工事着手前に、発注者に対して情報共有システムを活用しない理由を明らかにした上で、活用しない旨を協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の同意があった場合は、受注者は情報共有システムを活用することができる。ただし、受注者は工事着手前に発注者に協議するものとする。

入札公告例

○ 本件は、「建築工事における情報共有システム活用試行対象工事」である。詳細については、「建築工事における情報共有システム活用試行要領」をご覧ください

(情報共有システム)

第4 本試行において使用できる情報共有システムは、国土交通省のホームページに掲載されている情報共有システム提供者(※2)のものとする。なお、使用するシステムの決定については、受発注者協議により決定するものとする。

※2 国土交通省ホームページ 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表(営繕工事編)

(<http://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>)

2 情報共有システム利用者

情報共有システムの利用者は当該工事の受発注者とし、受注者においては「現場代理人」、「監理(主任)技術者」、発注者においては「総括監督員」、「主任監督員」、「監督員(分離発注工事の場合、各工事の監督員を含む。)」とする。

ただし、これにより難しい場合は、協議により決定できるものとする。

3 発注者及び受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意すること。

(工事帳票)

第5 情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。

ただし、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては、工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後において紙出力しても受発注者の署名・押印と同等の処理がされていること。

(セキュリティ対策)

第6 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- ① ID・パスワードの管理の徹底
- ② ウィルス対策の徹底
- ③ 個人情報等機密情報の管理徹底
- ④ 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)
- ⑤ その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(検査)

第7 情報共有システムで処理を行った工事帳票は、電子データを利用した検査(電子検査)を原則とする。

(情報共有システム内のデータ)

第8 完成検査の終了後、受発注者は情報共有システム内の電子データを出力し、又は、データを保管し、作業終了後、速やかに情報共有システム内の電子データを削除するも

のとする。

発注者は、情報共有システム内の電子データが削除されたことを情報共有システム提供者へ確認すること。

(システム利用料)

第9 発注者は、建築工事において情報共有システムを活用する場合、当初の予定価格において情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）について予め計上するものとし、本システムを活用しなくなった場合には設計変更にて減額するものとする。

(その他)

第10 この試行要領に記載のない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日以降に公告する工事から適用する。

なお、この要領の適用日以前に公告した工事及び契約済みの工事においても、受発注者間の協議により適用できる。